

問合せ  
子ども家庭課（担当者：神谷 氏年）  
（内線）2-2530（直通）0565-34-6636

## Press Release

### 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

国の閣議決定を受け、子育て世帯に臨時特別給付金を支給します。これは、新生児から高校生までを対象に、その保護者に子ども一人につき5万円を支給するものです。

#### ●対象となる子：約55,500人

##### 【内訳】

- ①令和3年10月分の児童手当の支給対象となる子【0～15歳】：約41,000人  
※平成18年4月2日～令和3年9月30日までに生まれた子
- ②令和3年11月分以降の児童手当の支給対象となる子【新生児】：約1,500人  
※令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた子
- ③高校生もしくはそれに準ずる子【16～18歳】：約13,000人  
※平成15年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた子

#### ●支給対象者及び支給時期

- ・①の児童手当受給者  
※申請は不要（公務員は除く）です。児童手当の振込口座に12月24日（金）に振り込みます。
- ・②の児童手当受給者  
※申請が必要です。申請受付及び所得制限等確認後、順次振込予定です。なお、申請方法については、決まり次第、公表します。
- ・③の保護者のうち、主たる生計維持者  
※申請が必要です。申請受付及び所得制限等確認後、順次振込予定です。なお、申請方法については、決まり次第、公表します。

#### ●支給額：児童一人につき5万円 総額 約31億円

※予算については、専決処分の予定です（12月市議会定例会にて報告予定）。なお、当該支給額は、全額国庫負担です。

以上（添付資料：無 写真データ：無）